

日本バプテスト連盟

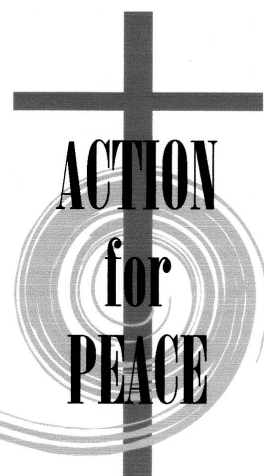
憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2019年 7月 17日 No.56

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



国会を監視する

泉バプテスト教会 城倉 啓

衆参憲法審査会はほとんど開かれなまま通常国会は閉じました(6/26)。そのため懸念された「改元改憲」は強行されませんでした。参議院選挙(7/21 投開票)後に新たな議席分布が確定します。それでもなお自民・公明・維新等で参議院でも三分の二議席が維持されるかどうか、その後の政局を左右します。特に自民党は改憲を前面に出した選挙公約を策定すると言われています。その上で選挙に勝てば、秋の臨時国会以降に憲法審査会をフル稼働させるかもしれません。

通常国会を振り返り国会とは、国会審議とは何かと考えます。なぜ政権与党には「選挙前に追求されるのが困るから長期間予算審査委員会を開かない」というわがままが許されるのでしょうか。「選挙前に争点を明らかにさせないために対立する法律案を審議しない」というわがままも同列です。主権者の利益、主権者の知る権利が侵されています。良い法律を立法府で審議して制定してほしいと思うのはわたしだけではないでしょう。

内容の修正審議を行わない「国会審議の空洞化」が元凶です。これにより選挙は、国会議員の働きぶりを評価する「議員選任／罷免の場」ではなくなっています。

さて、野党側が「憲法改正を拒むために憲法審査会を開かせない」というのも分かりにくい理屈です。わたしたちは、まず現在の改憲手続法(国民投票法)の不備を正すために、憲法審査会を開いて徹底的に審議することを求めています。現行の欠陥法のままでは結果の公正性(正統性)が保証されないからです。改憲原案が、改正なのか改悪なのかは主権者自身が決めることです。そして、現在の自民党「改憲4項目」も維新の会の「改憲3項目」にも、わたしたち憲法アクション担当者会は反対の立場です。

去る6月22日(土) 13:00-15:00 高松常盤町教会を会場に開催された平和宣言・
憲法アクション共催集会第3弾シンポジウム「いのちを選びとる」報告
パネリスト(日本バプテスト連盟靖国神社問題委員長) 発題からから

いのちを選びとる…信教の自由・政教分離・人権・平和の視点から

堺キリスト教会 平良仁志



「いのちを選びとる」ことは、イエス・キリストの教えであり(マルコ3・4~6、マタイ16・26他)、平和や人権問題に取り組む様々な働き共通のテーマである。逆は「殺す」事であり、十戒によって厳に戒められている。「永遠の命」も「神を愛し、隣人を愛する」ことによって与えられる(ルカ10・25~28)。靖国問題委員会と平和宣言委員会の視点から考えてみたい。

「国家は救いに招かれている全ての人間(個人に修正希望)の尊厳を守るべきであるが、決して良心の主となることはできない。良心の主は神のみである。信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目を注ぎ、このために祈り、神のみ旨に反しない限りこれに従う」(日本バプテスト連盟信仰宣言)とあるように、バプテスト

の信仰的特長は、自覚的信仰と、それを確保するための良心や信教の自由・政教分離の主張にある。良心や信教の自由を初めとする様々な自由や人権を侵し、平和を破壊し、いのちを殺す「神のみ旨に反する」動きへの反対は、教会・キリスト者としての信仰的課題・証し・祈りである。

信教の自由は基礎的人権で、その他の諸々の人権や平和を守る防波堤である。信教の自由が侵され始めると、思想や表現、教育の自由なども侵され、やがて平和が破壊されていく。防波堤は微小な穴から壊れていく。信教の自由の保障のためには、政教分離（マルコ12:17、ローマ13:1～7）の原則の確立が不可欠である。政教分離とは、政治的権力と特定の宗教との分離（癒着禁止）であって、或る場合、教会の信仰的言動は政治権力に対する批判にならざるを得ない。伝道・教会形成・教会教育等も、その目的は「生の全ての領域」（個人的・社会的）における神の平和への招き・実現であり、私達の連盟は、十戒を通して「平和に関する信仰的宣言」（平和宣言）へも導かれている。ここでは、先ず、何ものをも神としてはならないことが強調される。何かの偶像（神格）化やその崇拜は惨劇をもたらす。戦前も神でない者（天皇）が神（現人神アラヒトガミ）とされた時、信教の自由が奪われ、侵略戦争は拡大され多くの命が奪われた。平和は誰もが口にするが、問題はその内容だ。聖書の平和（マタイ5:9）は口バの子に乗った主（マルコ11:7）の武力によらない平和（イザヤ2:4、マタイ26:52）、包括的平和（申命記10:17～19）である。その意味で、命、健康、人権、家族、人間関係、故郷、住居、仕事、学校などの全てを奪い破壊する危険性を内包する原発等もキリストの平和に反する。また信教の自由が侵される時も、戦争や原発が推進される時も、偽証をはじめ十戒違反がなされてきた。「(老いた)父母を敬え」も「生産性？」優先主義への批判でもあろう。

戦前の神権天皇制軍国主義の精神的支柱として創出された国家神道・靖国神社（日本の伝統文化等ではない）は、戦争被害者の悲しみを利用し、被害者を新たな加害者に組み込み、戦争の美化・推進機能をもつ軍事・宗教・政治的複合施設であった。そのような状況下で、キリスト教界も、当初は信教の自由を圧迫されるなど被害者であったが、やがて戦争に組み込まれ、積極的に加担、加害者になっていった（当時の『教師の友』、『興亜賛美歌』、『興亜少年讚美歌』等を参照）。戦後、国家神道は解体された（はずだ）が、戦争の反省も束の間、戦前回帰の動きが始まり、1966年（1964年東京オリンピックの2年後）、旧「紀元節」を「建国記念の日」と制定。この紀元節復古は、その後に続く靖国神社法案提出、元号法制定、靖国公式参拝、君が代日の丸強制、特定秘密保護法、安保保障関連法（戦争法）、共謀罪制定、改憲（壊憲）の動きなどへの飛び板となる。

近代天皇制は、その成立過程の一側面から見ても「天皇教」と言うべきものであり、キリスト教信仰とは相容れない。米欧使節団（1871～73）は、米国におけるキリスト教の

影響力を見て取り、宗教や教育の政治利用—具体的には、キリスト教における神の代りに天皇、教会の代りに学校、キリストの絵図の代りに御真影、聖書の代りに大日本帝国憲法や教育勅語等が、考案、強化されて、国家神道がつくられていった。戦後の象徴天皇制は、現憲法を守る立場からは消極的に認めざるを得ないか、或いは象徴天皇制に厳密に限定することが現実的か？しかし、生きた人間を象徴にすること自体、新たな宗教性の付与だし、生まれつきの「高貴？」な存在は差別や家柄信仰、血統主義の根源であり、キリストの教えに反する。明日（6/23）は「命どう宝の日」（「慰霊の日」ではない）だが、「国体（天皇制）護持」のために沖縄戦も原爆の悲劇も起き、命が奪われた。象徴天皇制は、戦後、天皇制が生き延びるために、或いは政治利用のために、いかようにも変装（変貌）できる曖昧さをもった、極めて巧みな便法であった。

今年は「天皇代替わりの年」で、政府は基本的に前回（1990年）を踏襲して皇位継承式典を実施。10/22「即位の礼正殿の儀」を「国事行為」、11/14～15「大嘗祭」を「公的な皇室行事」とする。これらは「憲法の政教分離規定と国民主権に違反する疑い」（前回の「即位の礼大嘗祭」の違憲訴訟・大阪高裁判決）がある。大嘗祭は「秘儀」として隠されているため諸説あり、政府等は新天皇が五穀豊穡と国家安寧を祈る儀式と説明するが、「新天皇は大嘗宮に敷かれた神座で衾にくるまり天照大神を迎え、神膳供進と共食儀礼を中心とする祭祀を行い、天皇霊を身に受ける事によって神になる」（折口信夫『大嘗祭の本義』）が有名。が、戦前のようなあからさまな神格化ではないから余計に巧妙か。即位の礼正殿の儀に使われる「高御座（タカミクラ）」に立っての即位宣言は、天孫降臨神話に基づいた天皇神格化の宗教儀式であり、新天皇が世界に君臨する「天子」であることを意味する服属儀礼。政教分離違反であると同時に、国民主権違反。

既にこれらの動きの中で無駄な軍事費（イージスアショア、F35戦闘機）も増加し続けている。続くオリンピック等を利用して、君が代日の丸の強制が強化され、お祭り騒ぎの裏で憲法改悪が進められ、戦争への準備がなされて行く。

私達にできる身近な事は、天皇代替わり関連の諸行事に捕り込まれず、「祭日」や「元号」は使用しない等々。元号は日本の伝統文化等ではなく元々中国に起源をもち、為政者が、土地だけでなく時間（歴史）をも支配するという考えに基づくもの。共通暦としてだけでなく、私達はキリストの導く歴史を生きるという意味で、西暦を証しとしても使う。また、反対署名や反対声明発表、既に東京地裁へ提訴した「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」の支援等がある。

「教会は国家に対して常に目を注ぎ」、いよいよ「私達は礼拝を第一」（平和宣言）とし、十字架と復活の主を仰ぎ見つつ、「闇は光に勝たない」（ヨハネ1:5）ことを信じ、「いのちを選びとる」べく「信教の自由・政教分離」を守り「平和をつくり出す」歩みを進めていきたい。